

クワザワホールディングス株式会社

第77回

定時株主総会招集ご通知



日時 2026年6月26日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

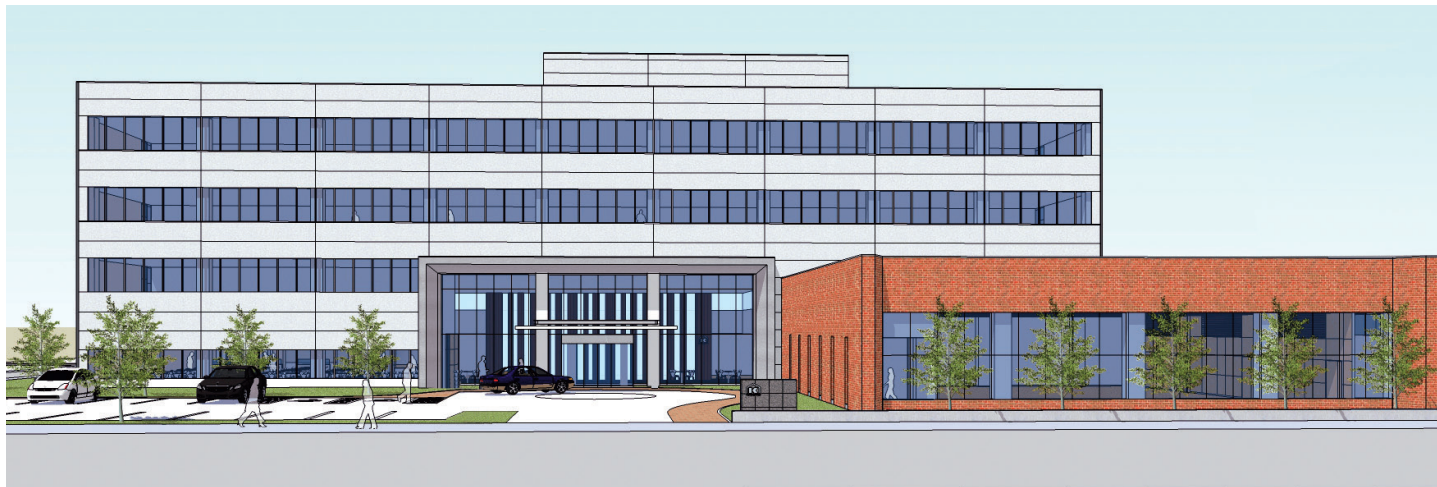
場所 札幌市白石区中央2条7丁目1番1号
クワザワグループ本社ビル
1階 大会議室

郵送又はインターネットによる
議決権行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後5時45分まで



スマートフォンでの議決権行使は
「スマート行使」をご利用ください



クワザワホールディングス株式会社

証券コード 8104

証券コード 8104
(発送日) 2026年6月9日
(電子提供措置の開始日) 2026年6月4日

株 主 各 位

札幌市白石区中央2条7丁目1番1号

クワザワホールディングス株式会社

代表取締役社長 桑 澤 嘉 英

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただきますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://www.kuwazawa-hd.co.jp/ir/>

(上記ウェブサイトアクセスいただき、「株主総会情報」「2026年」を順に選択して、ご確認ください。)



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「クワザワホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「8104」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネットによって議決権を行使することができませんので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月25日（木曜日）午後5時45分までに議決権をご行使いただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 札幌市白石区中央2条7丁目1番1号
クワザワグループ本社ビル 1階 大会議室

3. 株主総会の目的事項

報告事項

- 1.第77期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに
会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2.第77期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、本株主総会において議決権を有する他の株主の方1名を代理人とし、代理権を証明する書面を議決権行使書用紙とあわせてご提出ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出いただきますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」 「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」 「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」 「個別注記表」
- 従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎お席やお手洗いの誘導、車いすをご利用でサポート等をご希望される株主様は、当日会場受付にお知らせいただきますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会にご出席される株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

本招集通知書とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年6月26日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集通知書とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案の賛否をご記入のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後5時45分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後5時45分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

見本

○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

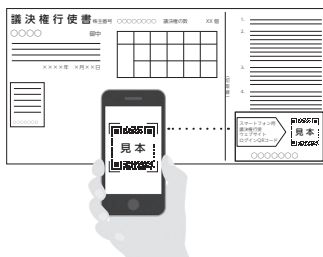
書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

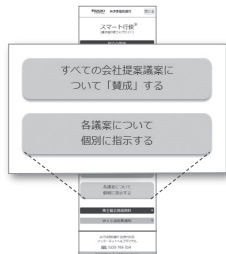
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

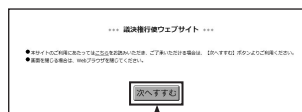
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログインし、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

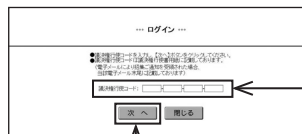
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

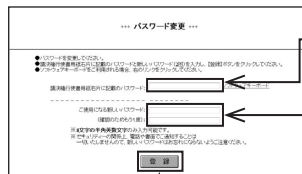
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会から、すべての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況
1	くわ ざわ よし ひで 桑 澤 嘉 英	再任	代表取締役社長	14回／14回 (100%)
2	こ だま あき ひこ 小 玉 明 彦	再任	取締役 副社長執行役員 グループ営業本部長	14回／14回 (100%)
3	くわ ざわ ゆう すけ 桑 澤 悠 介	再任	取締役 副社長執行役員 グループ営業本部副本部長	14回／14回 (100%)
4	みや ひで お 宮 英 郎	再任	取締役 専務執行役員 管理本部長	14回／14回 (100%)

(注) 上記取締役候補者の当社における地位及び担当は本総会時のものであります。

候補者番号 1

桑澤 嘉英 (くわざわ よしひで)

再任



生年月日
1953年6月8日
所有する当社の株式数
164,557株
在任年数
41年

略歴、地位及び担当

1976年 4月	東京海上火災保険株式会社 (現、東京海上日動火災保 険株式会社) 入社	1985年 5月	当社取締役
1981年 7月	当社入社	1987年 5月	当社常務取締役
1984年 2月	当社札幌建材支店長	1990年 6月	当社専務取締役
		1995年 6月	当社代表取締役副社長
		1997年 6月	当社代表取締役社長 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社クワザワ 代表取締役会長

取締役候補者とした理由

同氏は、当社代表取締役社長として豊富な経営経験を有し、現在も当社及びグループの統括責任者としてリーダーシップを発揮していることから、同氏の能力・経験等を当社の経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

小玉 明彦 (こだま あきひこ)

再任



生年月日
1955年5月12日
所有する当社の株式数
15,784株
在任年数
16年

略歴、地位及び担当

1978年 4月	当社入社	2016年 6月	当社取締役 (現任)
2005年 9月	当社札幌営業三部長	2016年 6月	当社常務執行役員
2009年 4月	当社北海道本部副本部長	2017年 6月	当社専務執行役員
2010年 3月	当社東京本部副本部長	2017年 6月	当社営業統括本部長
2010年 6月	当社取締役	2020年10月	当社グループ営業本部長 (現任)
2013年 4月	当社東京本部長	2022年 6月	当社副社長執行役員 (現任)
2013年 6月	当社常務取締役		
2014年 4月	当社営業統括本部副本部長		

重要な兼職の状況

株式会社クワザワ 取締役

取締役候補者とした理由

同氏は、営業部門における豊富な業務実績と当社取締役としての経営経験を有し、現在も当社グループ営業本部責任者としてリーダーシップを発揮していることから、同氏の能力・経験等を当社の経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

桑澤 悠介 (くわざわ ゆうすけ)

再任



生年月日
1985年10月3日
所有する当社の株式数
118,003株
在任年数
6年

略歴、地位及び担当

2008年 4月	株式会社北洋銀行入行	2020年 6月	当社常務執行役員
2015年 4月	当社入社	2020年10月	当社グループ営業本部副本部長 (現任)
2019年 4月	当社札幌営業二部長	2023年 6月	当社専務執行役員
2020年 4月	当社営業統括本部副本部長	2026年 4月	当社副社長執行役員 (現任)
2020年 6月	当社取締役 (現任)		

重要な兼職の状況

株式会社クワザワ 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

同氏は、金融業界の経歴またその経験を活かして、グループ経営の推進に貢献し、また、当社の営業部門の要職を歴任し、リーダーシップを発揮していることから、同氏の能力・経験等を当社の経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 4

宮 英郎 (みや ひでお)

再任



生年月日
1958年 4月29日
所有する当社の株式数
5,529株
在任年数
2年

略歴、地位及び担当

1981年 4月	株式会社北海道拓殖銀行入行	2024年 6月	当社取締役 (現任)
1998年11月	株式会社北洋銀行入行	2026年 4月	当社専務執行役員 (現任)
2023年 4月	当社入社 当社顧問		
2024年 4月	当社常務執行役員 当社管理本部長 (現任)		

重要な兼職の状況

株式会社クワザワ 取締役
株式会社クワザワエージェンシー 取締役会長

取締役候補者とした理由

同氏は、金融業界の経歴またその経験を活かして、現在も当社管理本部責任者及び株式会社クワザワエージェンシー取締役会長としてリーダーシップを発揮していることから、同氏の能力・経験等を当社の経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1.各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2.各取締役候補者の所有する当社株式数は、2026年3月31日現在の状況を記載しております。
- 3.当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して賠償請求がされた場合の損害を当該保険契約によって補填することとしております（ただし、損害が私的な利益又は便宜の供与を意図的に得たことに起因する損害賠償請求、犯罪行為又は法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求等、保険約款上の保険金を支払わない場合に該当する場合を除く。）。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の役員（会社法上の取締役、執行役、監査役、会計参与）、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員（1985年5月17日以降に退任した役員、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員を含む。）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

第2号議案

監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役全員（6名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名		現在の当社における 地位及び担当	取締役会 出席状況
1	ため くに 為 国	とおる 徹	再任	取締役常勤監査等委員 14回／14回 (100%)
2	さ とう ひろ し 佐 藤 博 志		再任 社外 独立	取締役監査等委員 14回／14回 (100%)
3	やま もと けん せい 山 本 賢 正		再任 社外 独立	取締役監査等委員 14回／14回 (100%)
4	はやし 林	み か こ 美香子	再任 社外 独立	取締役監査等委員 14回／14回 (100%)
5	こ ばやし ゆう いち 小 林 雄 一		再任 社外	取締役監査等委員 14回／14回 (100%)

(注) 上記取締役候補者の当社における地位及び担当は本総会時のものであります。

候補者番号 1

為 国 徹 (ためくに とおる)

再任



生年月日
1960年12月20日
所有する当社の株式数
2,200株
在任年数
4年

略歴、地位及び担当

1984年 4月	株式会社北洋相互銀行 (現、株式会社北洋銀行) 入行	2020年10月	当社総務部長
2018年 4月	当社入社 当社審査部長	2022年 4月	当社管理本部副本部長
		2022年 6月	当社取締役 常勤監査等委員 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社クワザワ 監査役

取締役候補者とした理由

同氏は、金融業界の経歴またその経験を有し、当社での経歴並びに財務及び会計につきまして相当程度の知見を有していることから、監査等委員会による監査の実効性が高まると判断し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

佐 藤 博 志 (さとう ひろし)

再任

社外

独立



生年月日
1948年11月17日
所有する当社の株式数
9,700株
在任年数
9年

略歴、地位及び担当

1972年 4月	株式会社東海銀行 (現、株式会社三菱UFJ銀行) 入行	2006年 6月	同社執行役員経営企画室長
1988年 4月	株式会社北海道銀行入行	2014年10月	弁護士法人太田・小幡綜合法律事務所 (現、弁護士法人PLAZA綜合法律事務所) 入所
1992年10月	同行澄川支店長		同所企業支援部長 (現任)
1995年 2月	同行八戸支店長		
2000年 4月	同行薄野支店長	2017年 6月	当社社外取締役
2003年10月	岩田建設株式会社 (現、岩田地崎建設株式会社) 入社	2020年 6月	当社社外取締役 監査等委員 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、金融業界の経歴及び法律分野の経験を有し、法令を含む企業全体を客観的視点で、独立性をもって適切な監査、監督及び助言等をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

山本 賢正 (やまもと けんせい)

再任 社外 独立



生年月日
1954年1月11日
所有する当社の株式数
0株
在任年数
6年

略歴、地位及び担当

1976年4月	東京海上火災保険株式会社 (現、東京海上日動火災保険株式会社) 入社	2006年7月	同社東北コンプライアンス・オフィサー
1993年10月	Tokio Marine Europe Insurance Limitedパリ支店長	2010年7月	同社内部監査部・主任監査役
2002年7月	東京海上火災保険株式会社 (現、東京海上日動火災保険株式会社) 札幌支店長	2014年3月	同社定年退職
		2017年6月	当社社外監査役
		2020年6月	当社社外取締役 監査等委員 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、損害保険業界において、商社や電機・自動車メーカー等のグローバル企業営業を担当し、さらには海外支店のトップとして経営に携わった経歴を有しております。また、コンプライアンス業務、監査業務にも従事した経験から、独立性をもって適切な監査、監督及び助言等をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 4

林 美香子 (はやし みかこ)

再任 社外 独立



生年月日
1953年4月12日
所有する当社の株式数
0株
在任年数
4年

略歴、地位及び担当

1976年4月	札幌テレビ放送株式会社入社	2012年1月	北海道大学大学院農学研究院 客員教授
1985年1月	フリーキャスターとして活動 開始 (現在に至る)	2015年6月	株式会社北洋銀行社外取締役
2008年4月	慶應義塾大学大学院システム デザイン・マネジメント研究 科特任教授	2020年4月	慶應義塾大学大学院システム デザイン・マネジメント研究 所顧問 (現任)
2008年6月	ホクレン農業協同組合連合会 員外監事	2022年6月	当社社外取締役 監査等委員 (現任)
		2024年12月	株式会社ダイイチ 社外取締 役 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社ダイイチ 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、大学院の客員教授や研究所顧問を歴任している他、フリーキャスターとしても活躍し、地域再生や農業に造詣が深く、その多様な経験と専門的知見を活かし、独立性をもって適切な監査、監督及び助言等をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 5

小林 雄一 (こばやし ゆういち)

再任

社外



生年月日
1967年12月11日

所有する当社の株式数
0株

在任年数
2年

略歴、地位及び担当

1990年 4月	秩父セメント株式会社（現、太平洋セメント株式会社）入社	2022年 4月	同社セメント事業本部営業部 営業グループリーダー
2014年 4月	同社東京支店セメント営業部 千葉エリアマネージャー	2023年 5月	同社セメント事業本部営業部 副部長兼営業グループリーダー
2019年 4月	同社関西四国支店副支店長兼 四国セメント営業部長	2024年 4月	同社北海道支店長（現任）
		2024年 6月	当社社外取締役 監査等委員（現任）

重要な兼職の状況

太平洋セメント株式会社 北海道支店長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、当社筆頭株主である太平洋セメント株式会社の管理職者であり、特に当社事業との関連の高い分野における専門的な知識と経験を有し、適切な監査、監督及び助言等をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者佐藤博志、山本賢正、林美香子、小林雄一の4氏は、社外取締役候補者であります。
3. 取締役候補者山本賢正氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。過去に当社の業務執行者でない社外監査役であったことがあります。
4. 取締役候補者佐藤博志、林美香子、小林雄一の3氏は直接経営全般に関与したことはありませんが、「社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要」に記載のとおり、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。
5. 当社は、取締役候補者佐藤博志、山本賢正、林美香子、小林雄一の4氏との間において会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。また、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、本総会において4氏の選任が承認可決された場合、4氏の間において、引き続き同様の契約を継続する予定であります。
6. 各取締役候補者の所有する当社株式数は、2026年3月31日現在の状況を記載しております。
7. 当社は、取締役候補者佐藤博志、山本賢正、林美香子の3氏を、株式会社東京証券取引所及び証券会社法人札幌証券取引所の各取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、本総会において3氏の選任が承認可決された場合、3氏を引き続き独立役員とする予定であります。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して賠償請求がされた場合の損害を当該保険契約によって補填することとしております（ただし、損害が私的な利益又は便宜の供与を意図的に得たことに起因する損害賠償請求、犯罪行為又は法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求等、保険約款上の保険金を支払わない場合に該当する場合を除く。）。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の役員（会社法上の取締役、執行役、監査役、会計参与）、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員（1985年5月17日以降に退任した役員、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員を含む。）であり、被保険者は保険料を負担していません。

以上

(ご参考) 株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

本株主総会における取締役選任議案がすべて原案どおりご承認いただけた場合の各取締役の主たる専門性・経験を示しております。

	氏名	企業経営・ 経営戦略	営業・ マーケティング	財務・会計	法務・ リスク管理	人事・ 人材開発	内部統制 ガバナンス	国際性	他業界 知見
取 締 役	桑澤 嘉英	○	○		○	○	○	○	
	小玉 明彦	○	○		○	○	○		
監 査 等 委 員	桑澤 悠介	○	○			○	○		○
	宮 英郎	○		○		○	○		○
監 査 等 委 員	為国 徹			○	○		○		○
	佐藤 博志	○		○			○		○
	山本 賢正			○	○		○	○	○
	林 美香子	○				○	○		○
	小林 雄一		○			○	○		○

事業報告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果に支えられ、景気は緩やかな回復基調を維持しました。しかしながら、円安と物価高騰の継続や低金利政策の見直しに加え、米国通商政策の影響や中国経済の減速懸念、更には東欧に加えて中東情勢も緊迫化するなど地政学的リスクの高まりもあり、先行きの不透明感が残りました。

当社グループの位置する建設関連業界におきましては、労務費や資材価格の上昇継続により建設コストの高止まりが続く厳しい経営環境の中、新設住宅着工戸数は中長期的な減少傾向に加え、省エネ基準義務化や4号特例縮小による審査期間長期化の影響がありましたが、民間投資や公共投資は堅調に推移しました。

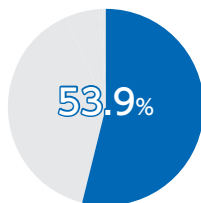
このような環境において当社グループは市場や労働環境の変化に対応するため、営業体制や各種制度の見直し、人材の確保及び育成に努めるとともに、既存取引先との関係強化、施工体制の強化、土木・鉄鋼及びリフォーム・リニューアル市場への取り組みの拡充、新規取引先の開拓などの施策を実施しました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高648億2百万円（前期比0.9%減）、営業利益13億78百万円（同5.8%減）、経常利益16億95百万円（同2.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益10億78百万円（同44.2%増）となりました。

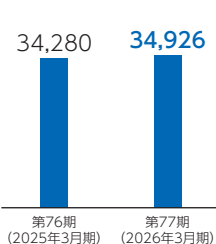
セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

建設資材

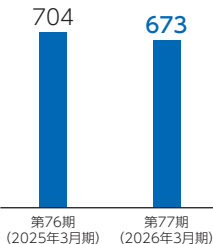
売上高構成比



売上高 (単位: 百万円)



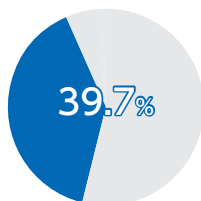
セグメント利益 (単位: 百万円)



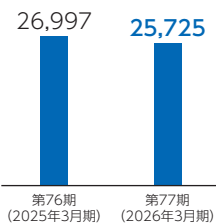
建設資材は住宅市場が低迷している影響を受けたものの、基礎資材は主力市場である北海道において、公共投資が高水準に推移しており道央エリアや道南エリアを中心に好調であったため、セグメント全体として売上高は増加した一方で、パソコンの入れ替えや基幹システム分析費用など一時的に販売費及び一般管理費が増加した結果、売上高は349億26百万円（前期比1.9%増）、セグメント利益は6億73百万円（同4.4%減）となりました。

建設工事

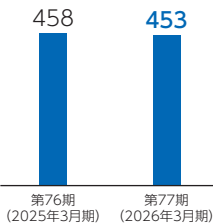
売上高構成比



売上高 (単位: 百万円)



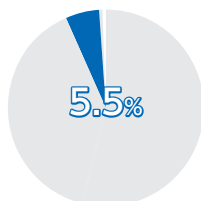
セグメント利益 (単位: 百万円)



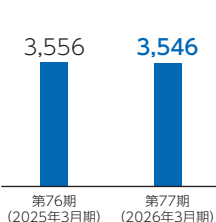
売上原価の削減などにより利益確保に努めましたが、主力市場である北海道において大型物件工事が減少したことに加えて、建設資材セグメントと同様の費用が発生した結果、売上高は257億25百万円（前期比4.7%減）、セグメント利益は4億53百万円（同1.0%減）となりました。

資材運送

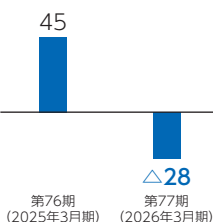
売上高構成比



売上高 (単位: 百万円)



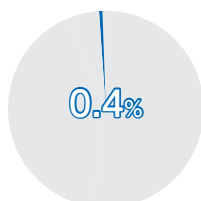
セグメント利益又は損失 (単位: 百万円)



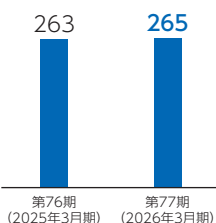
基礎資材運送が堅調に推移したものの冬期間の需要が低迷したことに加えて、資材運送全体で経費が増加した結果、売上高は35億46百万円（前期比0.3%減）、セグメント損失は28百万円（前期はセグメント利益45百万円）となりました。

不動産賃貸

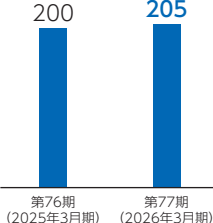
売上高構成比



売上高 (単位: 百万円)



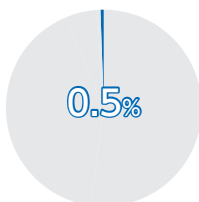
セグメント利益 (単位: 百万円)



賃貸収入が安定的に推移した結果、売上高は2億65百万円（前期比0.9%増）、セグメント利益は2億5百万円（同2.8%増）となりました。

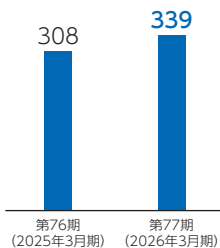
その他

売上高構成比

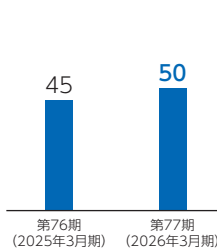


売上高

(単位：百万円)



セグメント利益 (単位：百万円)



車両整備事業が好調に推移したことに加え太陽光発電事業において前期発生した一時的費用が平常化した結果、売上高は3億39百万円（前期比9.8%増）、セグメント利益は50百万円（同11.3%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は1億86百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充、改修
建設資材事業 株式会社クワザワ 基幹システムの改修

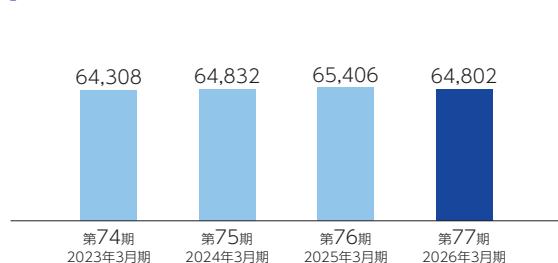
(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中の資金調達の状況に特記すべき事項はありません。

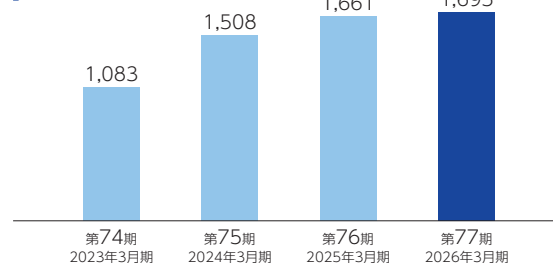
(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

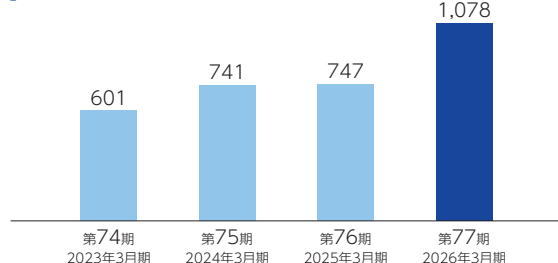
■ 連結売上高 (単位：百万円)



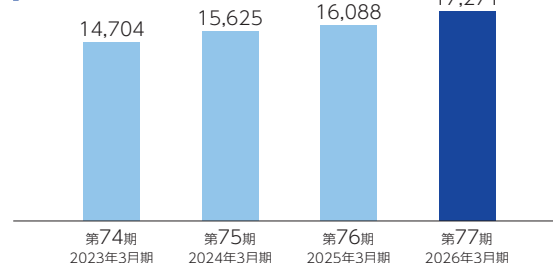
■ 連結経常利益 (単位：百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



■ 連結純資産 (単位：百万円)



	第 74 期 (2023年 3月期)	第 75 期 (2024年 3月期)	第 76 期 (2025年 3月期)	第 77 期 (当連結会計年度) (2026年 3月期)
売上高 (百万円)	64,308	64,832	65,406	64,802
経常利益 (百万円)	1,083	1,508	1,661	1,695
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	601	741	747	1,078
1株当たり当期純利益	39円99銭	49円34銭	49円73銭	72円14銭
総資産 (百万円)	40,138	41,748	41,243	44,296
純資産 (百万円)	14,704	15,625	16,088	17,271

(注) 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。)等を第76期の期首から適用しております。また、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。)を第76期の期首から適用しており、当該会計方針の変更は遡及適用され、第75期に係る財産及び損益の状況につきましては、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

	第 74 期 (2023年3月期)	第 75 期 (2024年3月期)	第 76 期 (2025年3月期)	第 77 期 (当事業年度) (2026年3月期)
営 業 収 益 (百万円)	1,288	1,371	1,684	1,624
経 常 利 益 (百万円)	112	163	437	306
当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	△451	108	418	270
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△30円05銭	7円18銭	27円84銭	18円10銭
総 資 産 (百万円)	8,330	9,808	9,306	9,603
純 資 産 (百万円)	2,540	2,505	2,657	2,616

(5) 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、雇用・所得環境が改善する中で、政府の各種政策の効果もあり、国内景気は緩やかな回復が続くことが期待されますが、物価高騰や円安基調の継続、低金利政策見直しの影響に加え、米国の通商政策に伴う世界経済の混乱や貿易の悪化、更には国際情勢の緊張長期化なども予想され、一層先行き不透明な状況が続くものと見込まれます。

当社グループの位置する建設関連業界におきましては、民間投資が堅調で、公共投資は底堅いものがありますが、新設住宅着工戸数の減少傾向に加え、労務費や資材価格の上昇継続などから建設コストが高水準で推移しており、近時、資材供給の不安定化も懸念されるなど、取り巻く経営環境は予断を許さない状況が続くものと予想されます。

このような状況下において、安定的かつ持続的な成長を実現するために、以下の課題に優先的に対応しております。

【経営戦略】

- ① 既存事業・新規事業・事業領域拡大
(既存事業)
 - a. 建設資材事業：顧客満足の向上、リフォーム・リニューアル市場及び土木・鉄鋼市場の強化、新商品の開発
 - b. 建設工事業：施工体制の強化、施工の品質管理、職方・外国人労働者の確保
 - c. 資材運送事業：既存顧客との関係強化、大型車ドライバーの確保、原価削減による売上総利益の向上(新規事業・事業領域拡大)
 - a. シナジー創出に向けたM&Aの推進、新規事業における収益力向上
 - b. 事業領域拡大を目指した成長分野と生産性向上への積極的な投資
- ② 経営基盤の強化
 - a. 人材の採用・確保・再配置、人材育成の強化、働き方改革の推進
 - b. キャッシュ・フローの増大、安定的な財務基盤の構築
- ③ DXへの取り組み
 - a. 2026年4月付でのDX推進部の設置及び、ITツールの全社的な活用並びにDX施策の企画・推進体制の強化
 - b. 生産性の向上、人材育成・確保及びコーポレート・ガバナンスの強化を通じた、グループ全体の業務効率化及び業務変革の推進
- ④ サステナビリティへの取り組み

「私たちは、安全で快適な生活空間を創造し、豊かな社会の実現に貢献します。」という企業理念に基づき、事業を通じてESGやSDGsなどを意識した新たな取り組みも積極的に推進してまいります。当社グループが取り扱う建設関連資材や建築物は、世代を超えて使い続けられるものであり、「より豊かな社会の実現に貢献し持続的に成長する」というサステナビリティの基本方針のもと、企業価値の向上を目指してまいります。

当社グループは、2023年4月にリスク管理委員会の中に「サステナビリティ部会」を設置し、2025年4月からは新たに設置した「VUCA課題検討委員会」の下に当部会を移設し、さらなるサステナビリ

ティへの取り組み強化と発展に資する体制といたしました。

VUCA課題検討委員会は、急速に変化する予測困難な現代において、変化に即応を求められる新たな経営課題への対応についてグループ内で横断的に検討する会議体として発足したものであり、本委員会の重要課題の1つとしてサステナビリティへの取り組みを位置づけております。

サステナビリティ部会では、環境・社会課題の解決に向けた企業活動に取り組むことで持続可能な社会づくりに貢献しつつ、持続的な成長・中長期的な企業価値向上を実現することを目的としております。

【投資戦略】

① M&A投資

当社グループは、中長期的な事業基盤の強化および事業領域の拡充を目的として、継続的にM&Aを推進してまいりました。今後につきましても、これまでに培ったノウハウを活かし、当社グループとのシナジー効果が見込まれる案件を対象に、収益性および成長性を重視した戦略的なM&A投資に取り組んでまいります。

② 人的投資

企業価値を向上し、持続的な成長を続けていくためには、優秀な人員の採用及び育成が重要な経営課題であります。採用活動を強化するとともに、各種研修の拡充を推進していくほか、計画的なジョブローテーションやOJTの強化並びに教育制度の拡充等に努め、社員のスキルアップに資する施策を講じてまいります。

【合理化の推進】

当社は、2020年10月に持株会社体制へ移行し、戦略機能の強化と高効率な管理体制の構築を推進しております。

業務の効率化については、顧客サービスの向上、営業力の強化とともに、業務プロセスの改革を進めております。これらの業務の効率化とあわせてチェック機能をより強化する体制の構築に取り組んでまいります。

また、当社は、健全で持続的な成長を確保し、ステークホルダーからの信頼に応えるべく、コンプライアンス体制の強化、迅速かつ正確な情報開示の充実など、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。2018年12月には、取締役の指名、報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置いたしました。

2020年6月には、取締役会の監督機能の一層の強化及び意思決定の迅速化と機動性の強化を図ることを目的として監査等委員会設置会社に移行いたしました。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 ク ワ ザ ワ	100	100 (—)	建設用資材の販売、建設工事施工、太陽光発電
株式会社フリー・ステアーズ	100	100 (—)	大規模修繕工事
株式会社クワザワ工業	68	100 (—)	土木建築その他建設工事施工
株式会社住まいのクワザワ	50	100 (—)	建築工事請負業
丸 三 商 事 株 式 会 社	35	100 (—)	建築一式工事の企画、設計、監理及び施工
東日本自工株式会社	30	100 (—)	車両整備
株 式 会 社 サ ツ イ チ	26	100 (—)	貨物自動車運送業
北 翔 建 材 株 式 会 社	20	100 (—)	建築材料の販売
和寒コンクリート株式会社	20	100 (—)	生コンクリートの製造、販売
株 式 会 社 ニ ッ ケ ー	12	100 (—)	生コンクリートの製造、販売
株 式 会 社 光 和	10	100 (—)	建設用資材の販売
株式会社クワザワエージェンシー	10	100 (—)	損害保険及び生命保険の代理業
クワザワサッシ工業株式会社	10	100 (—)	住宅及びビル用サッシの加工、販売
原 木 屋 産 業 株 式 会 社	10	100 (—)	土木建築資材卸売・小売
原木屋セーフティーステップ株式会社	10	100 (—)	仮設資材リース
山 光 運 輸 株 式 会 社	13	100 (10)	貨物自動車運送業
札幌アサノ運輸株式会社	20	60 (—)	貨物自動車運送業

(注) 出資比率欄の () 内は、当社の子会社が所有する出資比率を内数で表示しております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループ(当社及び関係会社)は、持株会社である当社、連結子会社17社、持分法適用関連会社2社、非連結子会社3社及び持分法非適用関連会社2社で構成され、建設資材の販売及び工事施工を主な事業の内容とし、さらに関連する物流及び周辺サービス等の事業活動を展開しており、北海道地域を事業基盤として各地域に展開しております。

(8) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

名	称	所	在	地
本	社	札幌市白石区中央2条7丁目1番1号		

② 子会社の主要な事業所

名	称	所	在	地
株 式 会 社	クワザワ	札 幌 市	白 石 区	
株 式 会 社	フリー・ステアーズ	東 京 都	千 代 田 区	
株 式 会 社	クワザワ工業	札 幌 市	白 石 区	
株 式 会 社	住まいのクワザワ	札 幌 市	白 石 区	
丸 三 商 事 株 式 会 社		仙 台 市	若 林 区	
東 日 本 自 工 株 式 会 社		札 幌 市	西 区	
株 式 会 社	サツイチ	札 幌 市	北 区	
北 翔 建 材 株 式 会 社		札 幌 市	西 区	
和 寒 コ ン ク リ ー ト 株 式 会 社		北 海 道	上 川 郡 和 寒 町	
株 式 会 社	ニッケー	北 海 道	余 市 郡 余 市 町	
株 式 会 社	光和	北 海 道	網 走 市	
株 式 会 社	クワザワエージェンシー	札 幌 市	白 石 区	
クワザワサッシ工業株式会社		札 幌 市	白 石 区	
原 木 屋 産 業 株 式 会 社		栃 木 県	栃 木 市	
原 木 屋 セ ー フ テ ィ ー ス テ ッ プ 株 式 会 社		栃 木 県	栃 木 市	
山 光 運 輸 株 式 会 社		札 幌 市	白 石 区	
札 幌 ア サ ノ 運 輸 株 式 会 社		札 幌 市	東 区	

(9) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
建設資材	405名	4名減
建設工事	260名	4名減
資材運送	253名	8名減
不動産賃貸	—	—
その他	21名	3名増
全社(共通)	70名	8名増
合計	1,009名	5名減

(注) 不動産賃貸は、専従している従業員はおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
70名	8名増	42.6歳	12.7年

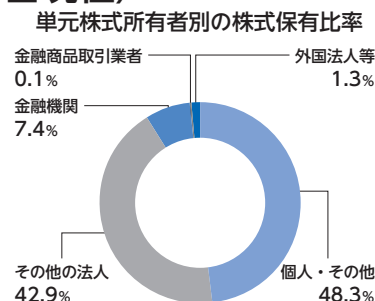
(注) 従業員数には、出向者360名は含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社北洋銀行	786百万円
株式会社北海道銀行	337百万円
株式会社みずほ銀行	287百万円

2. 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 36,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 16,694,496株
(うち自己株式1,887,313株)
- (3) 株主数 16,805名
- (4) 大株主



株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
太 平 洋 セ メ ン ト 株 式 会 社	2,700	18.24
桑 澤 商 事 株 式 会 社	1,394	9.42
吉 野 石 膏 株 式 会 社	802	5.42
株 式 会 社 L I X I L	339	2.29
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社	327	2.21
株 式 会 社 北 海 道 銀 行	324	2.19
ク ワ ザ ワ 従 業 員 持 株 会	321	2.17
株 式 会 社 北 洋 銀 行	310	2.10
パナソニックハウジングソリューションズ株式会社	167	1.13
桑 澤 嘉 英	164	1.11

- (注) 1. 持株比率については、自己株式を控除して算出しております。
2. 当社は自己株式を1,887,313株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当社は、2023年6月29日開催の第74回定時株主総会決議に基づき、当社の監査等委員及び社外取締役を除く取締役に対して、株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く。)	8,588株	4名

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3. 会社役員に関する事項 (4) 取締役の報酬等」に記載のとおりであります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2026年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	桑 澤 嘉 英	(株式会社クワザワ 代表取締役社長)
取締役	小 玉 明 彦	副社長執行役員 グループ営業本部長 (株式会社クワザワ 取締役副社長)
取締役	桑 澤 悠 介	専務執行役員 グループ営業本部副本部長 (株式会社クワザワ 取締役)
取締役	宮 英 郎	常務執行役員 管理本部長 (株式会社クワザワ 取締役) (株式会社クワザワエージェンシー 取締役会長)
取締役 (常勤監査等委員)	為 国 徹	(株式会社クワザワ 監査役)
取締役(監査等委員)	山 下 信 行	(株式会社小樽グリーンホテル 取締役会長)
取締役(監査等委員)	佐 藤 博 志	
取締役(監査等委員)	山 本 賢 正	
取締役(監査等委員)	林 美 香 子	(株式会社ダイイチ 社外取締役)
取締役(監査等委員)	小 林 雄 一	(太平洋セメント株式会社 北海道支店長)

- (注) 1. 取締役(監査等委員) 山下信行、佐藤博志、山本賢正、林美香子、小林雄一の5氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員) 为国徹、山下信行、佐藤博志、山本賢正の4氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役(常勤監査等委員) 为国徹氏は、長年にわたり金融業界に携わっておりました。また、当社の審査部門に携わっておりました。
 - ・取締役(監査等委員) 山下信行氏は、長年にわたり会社経営に携わっております。
 - ・取締役(監査等委員) 佐藤博志氏は、長年にわたり金融業界に携わっております。また、法律分野に携わっております。
 - ・取締役(監査等委員) 山本賢正氏は、長年にわたり企業の内部監査業務に携わっております。
3. 当社は、山下信行、佐藤博志、山本賢正、林美香子の4氏を、株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人札幌証券取引所の各取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、为国徹氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して賠償請求がされた場合の損害を当該保険契約によって補填することとしております（ただし、損害が私的な利益又は便宜の供与を意図的に得たことに起因する損害賠償請求、犯罪行為又は法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求等、保険約款上の保険金を支払わない場合に該当する場合を除く。）。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の役員（会社法上の取締役、執行役、監査役、会計参与）、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員（1985年5月17日以降に退任した役員、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員を含む。）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議し、2023年6月29日開催の取締役会において改定しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申及び監査等委員会の意見が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

【基本方針】

当社取締役の報酬は、業績に連動する体系を採用しており、企業価値の持続的向上を促すものとしている。個々の取締役の報酬の決定に際しては、職務内容、人物評価、業務実績等を踏まえた適正な水準とする。

また、経営の監督・モニタリング機能を担う監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬は、その独立性及び中立性の確保の観点を重視する。

【報酬内容に関する方針】

当社取締役の報酬は、基本報酬（固定報酬）、業績連動報酬（短期インセンティブ報酬）、及び株式報酬（中長期インセンティブ報酬）の3種類により構成するものとし具体的な報酬の決定方針は以下のとおりとする。

- a. 基本報酬部分の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

- b. 業績連動報酬部分の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬部分は、前年度の業績目標（連結売上高、連結経常利益、親会社株主に帰属する当期

純利益)の達成度に基づき、各取締役の重点施策の遂行状況等も反映し支給額を決定し、これを12等分した金額を基本報酬同様毎月金銭で支給する。

- c. 株式報酬部分の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

株式報酬部分は、当社取締役（社外取締役及び監査等委員であるものを除く。）について、当社グループの業績と株式価値との連動性を一層強固なものとし、当社取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有することで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、業務執行を担う取締役に對し譲渡制限付株式を、毎年、一定の時期に付与する。

なお、当該譲渡制限付株式については、譲渡制限期間を譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間とし、当社取締役が継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、当該譲渡制限期間の満了をもって譲渡制限を解除する。付与する株式の個数は役位に応じて決定する。

【金銭報酬の額、業績連動報酬、株式報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針】

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準も踏まえ、指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会（委任を受けた代表取締役社長）は、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合により取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬：株式報酬の比率を概ね「80%：15%：5%」とする。

【報酬決定にあたってのガバナンス体制について】

取締役の報酬額や報酬水準、報酬制度を決定する際は、より透明性・公正性を高めるために、その構成委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会において審議を行い、取締役会（代表取締役社長）は同委員会の答申を尊重して最終的な方針決定を行うものとする。

【取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項】

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当業務の業績を踏まえた評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を踏まえて決定するものとする。

② 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本 報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	退職 慰労金	
取締役（監査等委員を除く。）	98	70	23	4	—	4
（うち社外取締役）	(—)	(—)	(—)	(—)	—	(—)
取締役（監査等委員）	17	17	—	—	—	5
（うち社外取締役）	(9)	(9)	—	—	—	(4)

- (注) 1.上表の取締役の員数は、無報酬の社外取締役（監査等委員）1名を除いております。
- 2.取締役の金銭報酬の額は、2020年6月26日開催の第71回定時株主総会において年額250百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点での取締役の員数は4名（うち社外取締役0名）であります。また、金銭報酬とは別枠で、2023年6月29日開催の第74回定時株主総会において、株式報酬の額として年額500百万円以内、株式数の上限を年80,000株以内（監査等委員及び社外取締役は付与対象外。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）の員数は4名であります。
- 3.監査等委員の金銭報酬の額は、2020年6月26日開催の第71回定時株主総会において年額70百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点での監査等委員の員数は5名（うち社外取締役4名）であります。
- 4.業績連動報酬等に係る業績指標は売上高、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益の目標達成度で、報酬算定に属する期間の実績は2025年3月期では売上高102.2%、経常利益127.7%、親会社株主に帰属する当期純利益93.3%、2024年3月期では売上高99.7%、経常利益137.0%、親会社株主に帰属する当期純利益114.0%であります。当該指標を選択した理由は、取締役の責任のもと目標達成に向け事業活動を行った結果が反映される指標であり、企業の持続的成長を図るうえで重要な指標と判断したからであります。当社の業績連動報酬は、業績指標別、職位別の達成度テーブル及び重点施策の遂行状況等を反映したもので算定しております。
- 5.非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2.(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。
- 6.取締役会は代表取締役社長桑澤嘉英に対し各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当業務の業績等を踏まえた評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性について確認しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者の兼職状況

取締役（監査等委員）山下信行氏は、株式会社小樽グリーンホテルの取締役会長を兼職しておりますが、同社は当社とは特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）林美香子氏は、株式会社ダイイチの社外取締役を兼職しておりますが、同社は当社とは特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）小林雄一氏は、太平洋セメント株式会社の北海道支店長を兼職しておりますが、同社は当社の筆頭株主であり、また、当社の子会社と商品販売の取引関係があります。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	山下 信行	当事業年度開催の取締役会14回すべてに、また、監査等委員会13回すべてに出席しております。会社経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社の経営に関する高い見地からの助言、適切な監査・監督など十分な役割・責務を果たしております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において当社のコンプライアンス体制及び内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	佐藤 博志	当事業年度開催の取締役会14回すべてに、また、監査等委員会13回すべてに出席しております。金融業界及び法律分野における豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社の経営に関する高い見地からの助言、適切な監査・監督など十分な役割・責務を果たしております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において当社のコンプライアンス体制及び内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	山本 賢正	当事業年度開催の取締役会14回すべてに、また、監査等委員会13回すべてに出席しております。企業の内部監査の専門的な知識と豊富な経験に基づき、当社の経営に関する高い見地からの助言、適切な監査・監督など十分な役割・責務を果たしております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において当社のコンプライアンス体制及び内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	林 美香子	当事業年度開催の取締役会14回すべてに、また、監査等委員会13回すべてに出席しております。地域再生や農業分野における専門的な知識と豊富な経験に基づき、当社の経営に関する高い見地からの助言、適切な監査・監督など十分な役割・責務を果たしております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において当社のコンプライアンス体制及び内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	小林 雄一	当事業年度開催の取締役会14回すべてに、また、監査等委員会13回すべてに出席しております。当社事業との関連の高い分野における専門的な知識と豊富な経験に基づき、当社の経営に関する高い見地からの助言、適切な監査・監督など十分な役割・責務を果たしております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において当社のコンプライアンス体制及び内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

内 容	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	45百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手、報告を受けたうえで、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠等についてその適切性・妥当性を検討し、審議した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「リースに関する会計基準」の適用による影響度調査に係る助言業務についての対価を支払っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の契約を締結しており、当該契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ① 受嘱者は、本契約の履行に伴い生じた委嘱者の損害について、受嘱者に悪意又は重大な過失があった場合を除き、受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として委嘱者から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額をもって、委嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。
- ② 受嘱者の行為が①の要件を充足するか否かについては、委嘱者がこれを判断し、速やかに受嘱者に結果を通知するものとする。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合は、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

このほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の議案として提出することを決議いたします。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来に備えた経営基盤の強化に配慮しながら、株主の皆様のご期待にお応えできるよう、連結業績及び財務状況等を勘案し、安定的な配当水準を維持することを基本としております。また、内部留保金につきましては、財務内容の一層の強化とグループ内の経営効率化に努め、あわせて経営基盤の拡大を図るため、適宜実施する投資の資金として充当する方針であります。

この基本方針に基づき、当期の配当金につきましては、前期の18円から8円増配し、1株当たり26円とさせていただきます。

なお、当社は取締役会決議により剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	34,805	流動負債	25,443
現金及び預金	9,330	支払手形及び買掛金	11,008
受取手形	1,095	電子記録債務	10,987
電子記録債権	7,432	短期借入金	130
売掛金	13,406	1年内返済予定の長期借入金	1,375
契約資産	1,060	リース債務	0
リース投資資産	0	未払法人税等	310
商品及び製品	717	賞与引当金	243
販売用不動産	819	役員賞与引当金	12
未成工事支出金	402	完成工事補償引当金	53
原材料及び貯蔵品	56	その他	1,321
その他	511	固定負債	1,581
貸倒引当金	△28	長期借入金	318
固定資産	9,491	リース債務	4
有形固定資産	5,948	繰延税金負債	319
建物及び構築物	2,515	退職給付に係る負債	104
機械装置及び運搬具	67	資産除去債務	22
土地	3,196	厚生年金基金解散損失引当金	224
リース資産	117	その他	587
建設仮勘定	1	負債合計	27,024
その他	51	(純資産の部)	
無形固定資産	95	株主資本	16,630
その他	95	資本金	417
投資その他の資産	3,446	資本剰余金	333
投資有価証券	2,226	利益剰余金	16,488
長期貸付金	5	自己株式	△608
繰延税金資産	222	その他の包括利益累計額	539
その他	1,068	その他有価証券評価差額金	539
貸倒引当金	△76	非支配株主持分	102
資産合計	44,296	純資産合計	17,271
		負債純資産合計	44,296

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,729	流動負債	6,883
現金及び預金	2,244	短期借入金	5,070
売掛金	2	1年以内返済予定の長期借入金	1,345
リース投資資産	0	未払金	276
前払費用	8	未払消費税等	16
未収入金	472	未払法人税等	16
その他の	2	預り金	17
貸倒引当金	△1	前受収益	8
固定資産	6,873	賞与引当金	132
有形固定資産	3,296	固定負債	104
建物	1,516	長期未払金	60
構築物	67	預り保証金	36
機械及び装置	0	資産除去債務	7
工具・器具及び備品	14	負債合計	6,987
土地	1,696	(純資産の部)	
無形固定資産	19	株主資本	2,494
ソフトウェア	0	資本金	417
電話加入権	0	資本剰余金	334
ソフトウェア仮勘定	19	資本準備金	318
投資その他の資産	3,557	その他資本剰余金	15
投資有価証券	214	利益剰余金	2,351
関係会社株式	2,281	利益準備金	104
出資金	35	その他利益剰余金	2,246
長期貸付金	5	別途積立金	1,819
関係会社長期貸付金	1,372	繰越利益剰余金	427
長期未収入金	1	自己株式	△608
長期前払費用	0	評価・換算差額等	122
繰延税金資産	7	その他有価証券評価差額金	122
差入保証金	7	純資産合計	2,616
その他の	98	負債純資産合計	9,603
貸倒引当金	△466		
資産合計	9,603		

損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科		目		金	額
営	業	収	益		1,624
営	業	費	用		1,144
					<hr/>
営	業	業	利	益	479
		外	取	息	
		取	配	当	15
		取	保	金	6
			収	入	0
			費	用	11
					<hr/>
					34
営	業	外	利	息	
		払	金	入	45
		引	繰	入	160
		当	損	失	2
			利	益	
					<hr/>
					208
特	別	利	益		
	定	資	産	売	却
	資	有	価	証	券
	別	損	失	却	却
					0
					8
					<hr/>
					9
特	別	資	産	除	却
	定	資	産	除	却
					3
					<hr/>
					3
特	引	前	当	期	純
	法	人	税	及	事
	法	人	税	業	税
					20
					21
					<hr/>
					41
					<hr/>
					270

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

クワザワホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
札幌事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大黒英史
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新木 亘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、クワザワホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クワザワホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

クワザワホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
札幌事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大黒英史
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新木 亘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、クワザワホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第77期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月25日

クワザワホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	為	国	徹	㊟
監査等委員	山	下	信行	㊟
監査等委員	佐	藤	博志	㊟
監査等委員	山	本	賢正	㊟
監査等委員	林		美香子	㊟
監査等委員	小	林	雄一	㊟

(注) 監査等委員山下信行、佐藤博志、山本賢正、林美香子、小林雄一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会会場ご案内図

会場	札幌市白石区中央2条7丁目1番1号 クワザワグループ本社ビル 1階大会議室
交通	地下鉄東西線「白石駅 (T13)」5番出口より徒歩約13分 (タクシー約3分) JR函館本線・千歳線「白石駅 (H03)」南口より徒歩約15分 (タクシー約3分) JRバス札幌駅から新札幌行き約20分、新札幌駅から札幌駅行き約25分 「中央1条6丁目」バス停下車徒歩約2分
お願い	駐車場の数に限りがございますので、公共交通機関にてご来場いただきますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。